

労働委員会では、広島弁護士会で、出前講座を実施しました。

令和2年10月27日(火)に、広島弁護士会の会員の方(参加者13名)を対象に、出前講座を実施しました。

二国会長代理が、労使紛争解決における労働委員会の役割、裁判手続との違い、弁護士会との連携などについてあいさつした後、山本事務局次長が「労働委員会制度」について説明し、飯岡公益委員が「不当労働行為救済制度、個別労働関係紛争解決制度」の実務や事例について講話を行いました。



二国会長代理



飯岡公益委員

その後、当委員会と弁護士会の会員の方との間で、紛争解決のため、労働委員会を活用していただくことなどについて、意見交換を行いました。

アンケート回答では、「よく理解できた」、「理解できた」が大多数で高い評価を受けました。

また、自由意見では、「労働委員会のあっせんも一つの解決手段として活用できればと思った。」、「あっせんに勧める場合の説明の幅が増えた。」などの意見が寄せられました。



意見交換

労働委員会では、労使紛争の解決に向けて、出前講座の充実を図っていきます。